



LGBTQ

を 知ろう!

～みんなが自分らしく～

 ステップ① 「多様な性について知ろう！」

 ステップ② 「習慣・常識を変えよう！」

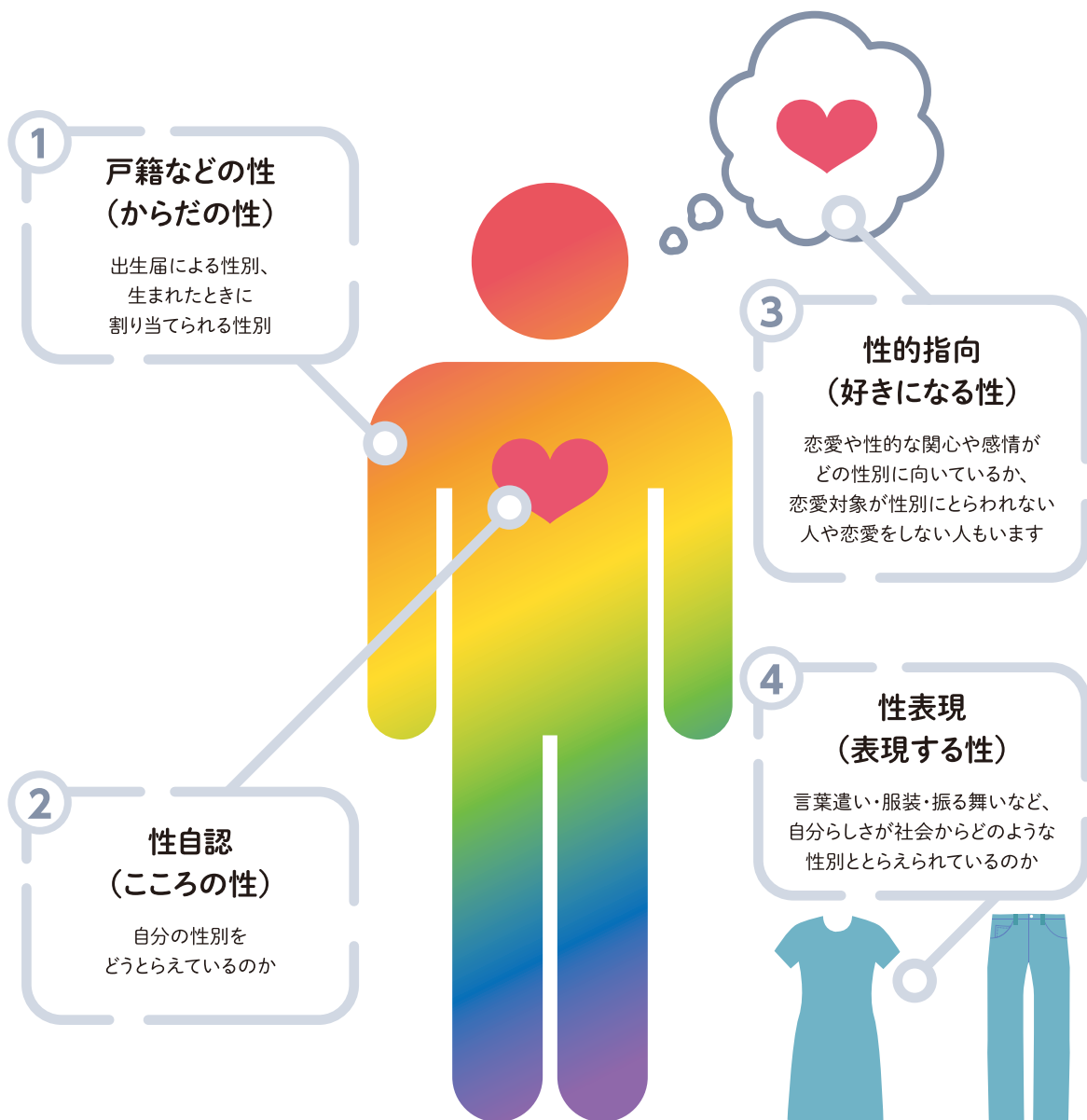
 ステップ③ 「理解者を増やそう！」



みよし市

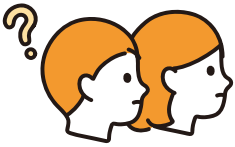
● ステップ① 「多様な性について知ろう！」

人の性は「女性」「男性」の2つの性別だけでなく、一人一人の考え方や外見が異なるように実に多様で、一人一人違った性のあり方が存在します。このことは「性のグラデーション」と表現されます。全ての人が持つさまざまな性のあり方は4つの要素で説明されることがあります。



● SOGIとは？

性的指向 (Sexual Orientation) と性自認 (Gender Identity) の頭文字をまとめて、**SOGI (ソジ)** と表現されます。性的少数者 (マイノリティ) の方もそうでない人も、みんなが多様な性の当事者です。



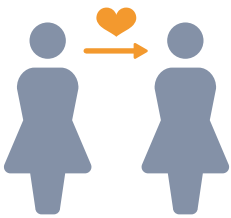
● LGBTQを知っていますか？

● LGBTQとは？

レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、クエスチョニングの5つの言葉の頭文字を組み合わせたもの。性的マイノリティを表す総称の1つ。

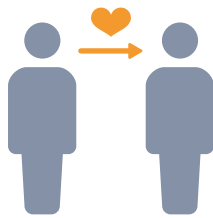
L Lesbian (レズビアン)

女性同性愛者。
性自認が女性で女性を好きな人



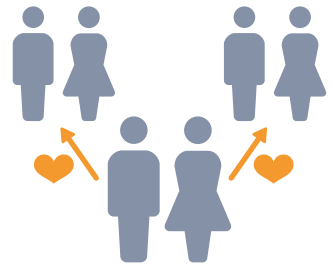
G Gay (ゲイ)

男性同性愛者。
性自認が男性で男性を好きな人



B Bisexual (バイセクシャル)

両性愛者。



T Transgender (トランスジェンダー)

生まれたときに割り当てられた性別と、認識している性別が一致していない人



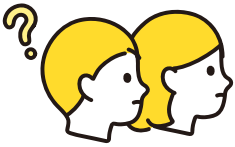
Q Questioning (クエスチョニング)

自分の性のあり方について分からない、迷っている、決めたくない人



+ プラス

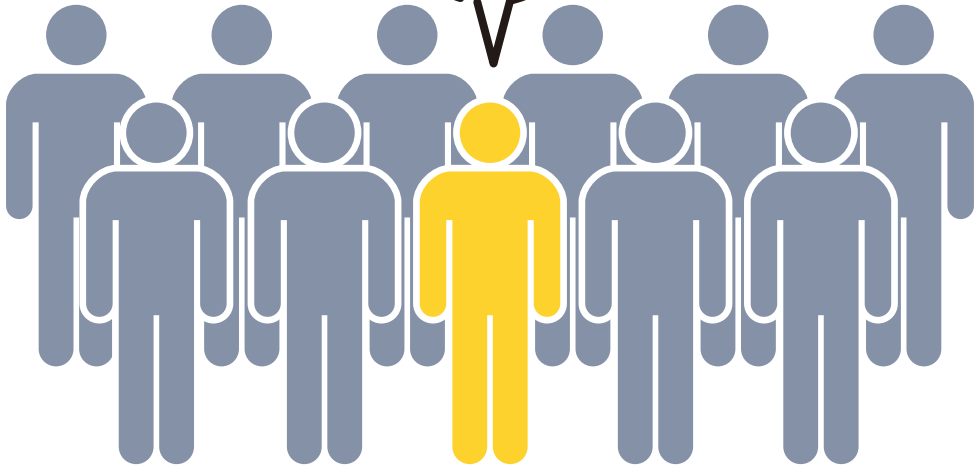
LGBTQ以外にも、Xジェンダー(自身の性を男女いずれかに限定しない人)、アセクシャル(他者に性的な興味関心を抱かない人)など、LGBTQだけでは表現しきれない様々な性のあり方があります。



● あなたの身近にもきつという 🌈 LGBTQ

● 日本におけるLGBTQの割合

約**8.9%**



【出典:電通ダイバーシティ・ラボ LGBTQ+調査2020】

AB型の人口

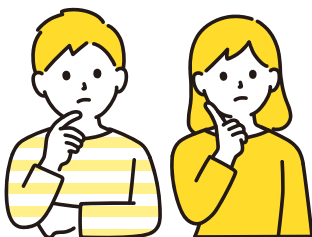
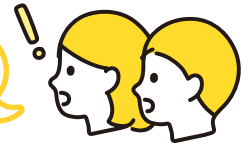
約**10%**

左利きの人口

約**8~15%**

6大苗字(佐藤・鈴木・高橋・田中・渡辺・伊藤)の人口

LGBTQの人口とほとんど同じ!

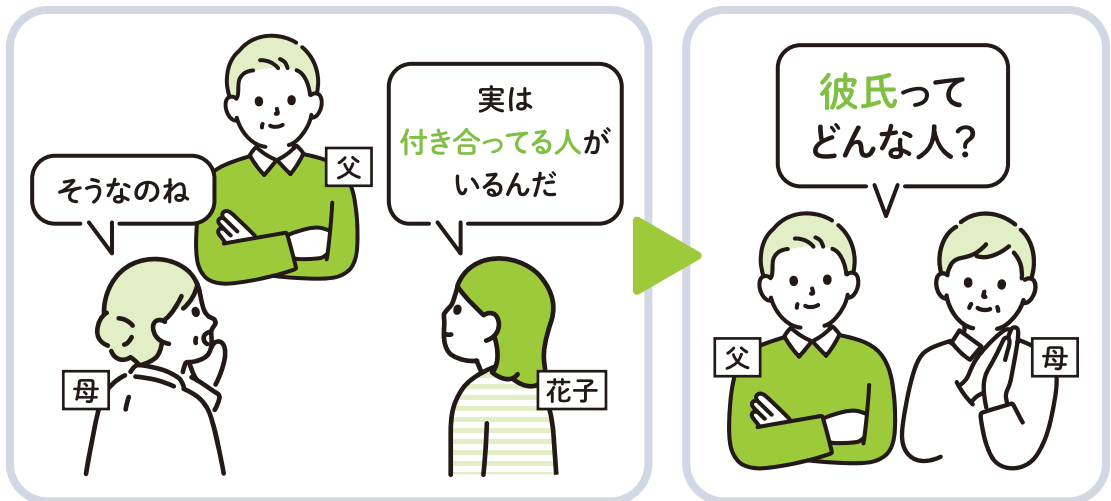


あなたの周りにLGBTQ当事者の方がいても、
「見えていない」「気づいていない」
だけかもしれません。

ステップ② 「習慣・常識を変えよう!」

Q

あなたはこういった場面にあったことはありませんか?



A

恋愛対象は **異性だけとは限りません。**

女性の恋人は「男性(彼氏)」、男性の恋人は「女性(彼女)」と想定されがちですが、異性を好きになる人だけでなく、同性や両性を好きになる人もいます。あるいは、男性にも女性にも恋愛感情を抱かない人もいます。性というのはとても多様な形があることが分かります。



+

プラス

「彼氏」「彼女」は「恋人」や「交際している人」、「夫」「妻」は「配偶者」や「パートナー」などと言った性別を限定しない表現に言い換えることができます。



身の回りの習慣や常識となっている考え方を今一度見つめ直して、差別やハラスメントに繋がる恐れがあるものはないか、見直しが必要なものはないか、考えてみましょう!

● ステップ③ 「理解者を増やそう！」



● カミングアウトはハードルが高い ⚠

● カミングアウトとは？

自分が性的マイノリティであることなどを自ら他の人に打ち明けること。

● LGBTQ当事者を傷つけてしまう場面

「ホモ」「オカマ」「レズ」
「女らしくない」「男らしくない」
などとからかう



「ホモ」「オカマ」「レズ」などの用語は差別用語です。使用はやめましょう。



本人の了承無くその人の性的指向や性自認について第三者に言いふらしたり、SNS上などに書き込みしたりする。(アウティング)



アウティングは、信頼を裏切り、相手をひどく傷つけます。プライバシー権の侵害や場合によっては刑事責任(名誉毀損罪や侮辱罪)を問われる可能性がありますので、アウティングは絶対にやめましょう。

LGBTQ当事者の中には、性的指向や性自認をカミングアウトすることによって、

「自分を偽ることなく生きたい」と思っている人がたくさんいます。

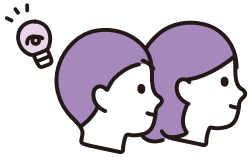
しかし、「カミングアウトをするとこれまでの人間関係が壊れてしまうのではないか」と悩んでカミングアウトできない人たちもいます。

● もしカミングアウトを受けたら？

カミングアウトは相手を信頼して打ち明ける行為です。

カミングアウトを受けたら、その人の気持ちを受け止め、寄り添うことが大切です。

- ①最後までしっかりと話を聴き、「話してくれてありがとう」と感謝の気持ちを伝えましょう。
- ②何か伝えたいことがあり、カミングアウトをする場合があります。「何かできることはあるか」聞いてみましょう。
- ③アウティングを避けるため、「ほか知っている人はいるか」「誰に伝えていいのか・悪いのか」を確認しましょう。



● 誰もが誰かのアライ(ALLY)になれる 🌈

● アライ(ALLY)とは…

性的マイノリティの生きづらさを理解し、応援する人
英語のALLY「支援者」「同盟」「味方」に由来する言葉

6色(赤、橙、黄、緑、青、紫)のレインボーカラーは
性の多様性を表す象徴とされています。



誰もが自分の性的指向・性自認を尊重され、
自分らしく生きることのできる社会を
みんなで作っていきましょう!



● みよし市内在住の当事者・保護者の声

当事者の声

性のあり方は、1人1人の個性であって、ひとつも同じ性は無く、差別を受けて良いものではありません。

変えられないものを否定されない、しない、自分が自分のままで、自然に居られる世の中になってほしいです。



保護者の声

様々な性のグラデーションを持っているのが人間です。グラデーションのとらえ方が、当たり前の中になってほしいです。そうすればLGBTQの子ども達が健全に過ごすことが可能になると思います。性の違和感は、当たり前とされた中に、潜んでいます。「知ること」の教育から、差別が無くなる世の中になってほしいです。



性的マイノリティの子ども達の中には「ランドセルの色」や「持ち物」、「男女別の服装・髪型」などに違和感があり、苦しんでいる子がいます。男女で色分けするのではなく、それぞれが好きなものを選べるよう後押しできると良いですね



みよし市では、 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を始めました！

みよし市では、すべての人の人権が尊重され、性自認・性的指向にかかわらず、誰もがその個性と能力を十分に発揮することができる社会を実現するため、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を令和4(2022)年10月より始めています。

● パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは？

互いを人生のパートナーとし、日常生活において継続的に協力し合うことを約束した性的マイノリティのお二人が、パートナーシップの関係にあることを宣誓し、宣誓したことを市が証明するものです。また、お二人と生計が同一である近親者(双方または一方の三親等以内の者)をファミリーシップ関係者として、併せて届け出ることができます。

この制度は、婚姻制度とは異なり、法律上の効力(相続、税金の控除等)が生じるものではありませんが、周囲の方の理解が得られないことによる悩みや生きづらさを少しでも軽減し、お二人の自分らしい生き方に寄り添うことを目的としています。



★詳しくは以下のホームページをご覧ください。

<https://www.city.aichimiyoshi.lg.jp/kyodo/danzkyokudou/documents/20221001partnershipfamilyshipsenseiseido.html>

LGBTQに関する相談機関の紹介「1人で悩まず、ぜひ相談を！」

① レインボーホットライン

☎0120-51-9181

セクシュアル・マイノリティの当事者や支援者による電話相談。

毎月第1月曜日 午後7時から午後10時まで
・特定非営利活動法人 PROUD LIFE

② よりそいホットライン

☎0120-279-338

性別や同性愛などに関わる相談は、ガイダンス #4を押してください。

24時間・365日対応(無料)
・一般社団法人社会的包摂サポートセンター

③ AGP電話相談

☎050-5806-7216

LGBTQ+の当事者の悩みや心の問題、またそのご家族の悩みについて対応します。

毎週火曜日 午後8時から午後10時まで
・AGP

④ みんなの人権110番

☎0570-003-110

差別や虐待、ハラスメントなど、様々な人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。

平日 午前8時30分から午後5時15分まで
・法務局、地方法務局

『LGBTQを知ろう!～みんなが自分らしく～』

発行 みよし市 協働推進課

電話番号 0561-32-8025

ファクシミリ 0561-32-2165(令和5(2023)年4月 1日から)

0561-76-5702(令和5(2023)年3月31日まで)

電子メール kyodo@city.aichi-miyoshi.lg.jp

ホームページ <https://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp/kyodo/index.html> (ホームページ) (電子メール)

